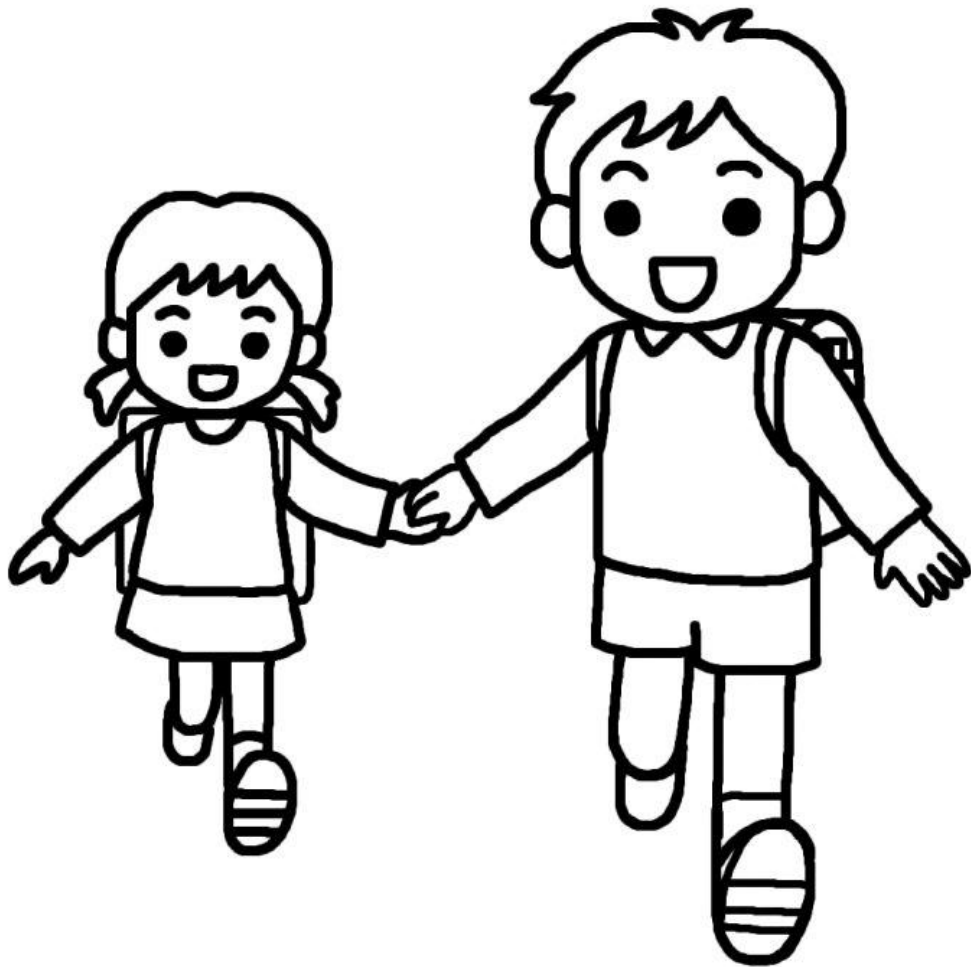


令和7年度 P T A しおり

(規約・内約・規定)



海老名市立中新田小学校 P T A

中新田小学校 校歌

～歌ごえは野を越えて～

鈴木英夫 作詞
曾我晃也 作曲

♩ = 104

4

う た ご え は の を こ え て ひ び く よ は る
そ ら ひ ろ く み ず ゆ た か め ぐ み の だ い

7

か に し ひ が し
ち ふ み し め て

10

今 日 も た の し く こ こ ろ を あ わ せ ま な ぶ よ わ れ ら
い つ も な か よ く ち か ら を つ く し す す む よ わ れ ら

な か し ん で ん お お ー な か し ん で ん し ょ う が つ こ う
な か し ん で ん お お ー な か し ん で ん し ょ う が つ こ う

1 歌ごえは 野をこえて

ひびくよ はるか西東
今日も たのしく 心をあわせ
まなぶよ われら中新田
おお中新田小学校

2 空ひろく 水ゆたか

めぐみの大地ふみしめて
いつも仲よくちからをつくし
進むよ われら中新田
おお中新田小学校



海老名市立中新田小学校PTA規約

第1章 名称および事務局

第1条 この会は、海老名市立中新田小学校PTAという。

第2条 この会は、事務局を中新田小学校（所在地：海老名市中新田1-15-1）に置く。

第2章 目的および活動

第3条 この会は、保護者と教員とが協力して家庭と学校と社会における児童青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとするための次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教員となるために努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童青少年の生活を指導する。
- (3) 児童青少年の環境をよくする。
- (4) 公教育費を充実することに努める。
- (5) 国際理解に努める。

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会または他の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事その他管理に干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 中新田小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- (2) 中新田小学校の教職員。
- (3) この会の主旨に賛同する者。

但し、(3)に該当するものの入会は運営委員会が決定する。

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、年額2200円とする。但し、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。なお、転出入等にもなう会費の納入、返金については、四半期分割とし一期550円として在籍に応じた金額とする。

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利とを有する。

第9条 この会の会員は、海老名市PTA連絡協議会、神奈川県PTA協議会、日本PTA全国協議会の会員となる。

第5章 経理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第14条 この会の役員は次のとおりである。

会長1名 ・ 副会長2名 ・ 書記3名以内（うち1名は教職員） ・ 会計2名（うち1名は教職員）

第15条 役員は、指名委員会が会員の中から候補者を推薦し、総会で承認を得る。

第16条 役員の任期は1年とする。但し、同じ役員の職については1回に限り再任は妨げない。

役員は引き続いて他の役員に選出されることができる。

但し、役員の職に居ることが連続し通算して4年を超えてはならない。

第17条 役員の職務は次のとおりである。

- (1) 会長は、この会を総括し、総会・運営委員会および常任委員会を招集し、運営委員会、常任委員会の議長となる。
会長は、会計監査委員会の集会を除くすべての集会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、総会・常任委員会及び運営委員会の議事並びに重要事項を記録し会長の指示によりこの会の庶務を行う。
- (4) 会計は、この会の一切の会計事務を処理し、総会において会計監査委員会の監査を経て決算を報告する。

第7章 会計監査委員

第18条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおき任期は1年とする。

第19条 会計監査委員は、指名委員会が会員中より指名した会計監査委員候補者を総会の同意を得て決定する。

第20条 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第8章 指名委員会

- 第21条 役員および会計監査委員の候補者を指名するときは役員会計監査委員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を置く。
- 第22条 指名委員会の委員の数と選出の方法は常任委員会で定める。
- 第23条 指名委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第9章 総会

- 第24条 総会は、全会員を以て構成され、この会の最高決議機関である。
- 第25条 定期総会は4月に開催する。総会は書面（電磁的方法含む）により議決権を行使するものとする。但し、会員の出席が必要と運営委員会が認める場合は、この限りではない。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき書面開催する。
- 第26条 総会は、全会員の5分の1以上の委任状の提出または出席があった場合に成立する。
- 第27条 総会の議事は、委任状の提出者または出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

第10章 委員

- 第28条 この会の委員の構成は次のとおりである。
- (1) 地区委員
地区委員は、地区毎に1名以上会員中より互選された委員にして、常任委員会、分科委員会の委員となる。
- (2) 学校委員
学校委員は、教職員全員よりなる委員にして常任委員会、分科委員会の委員となる。

第11章 運営委員会

- 第29条 運営委員会は、役員、分科委員会の委員長、副委員長および校長、教頭を以て構成する。
- 第30条 運営委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 役員、監査委員、常任委員、分科委員会の権限以外のこの会の運営に関する事務を処理し、総会および常任委員会に提出する議案の調整ならびに議事日程の立案に当たる。
- (2) 各分科委員会の年間計画を総合調整し、常任委員会に提出する。
- 第31条 運営委員会は、構成員の3分の1以上出席しなければ議事を議決することができない。議事は、出席者の過半数で決定する。

第12章 常任委員会

- 第32条 総会に提出すべき議事につき緊急を要する場合には、常任委員会を以て総会に代えることができる。但し、常任委員会は、議事を次期総会に報告し承認を求めなければならない。
- 第33条 常任委員会は、構成人員の3分の1以上出席しなければ会議を開き議決することができない。議事は、出席者の過半数で決定する。

第13章 分科委員会および臨時委員会

- 第34条 分科委員会は、この会に必要な事項について調整、研究、立案に当たる。
- 第35条 各分科委員会として次の委員会を置く
企画委員会、広報委員会、校外指導委員会。
- 第36条 各分科委員会の活動内容は次のとおりとする
企画委員会
企画委員会は、学区内における社会教育の振興をはかり、会員相互の教養を高め交流を深めることに努める。
広報委員会
広報委員会は、広報誌などの発行を行ってPTAの活動状況並びに連絡事項等を全会員に広報し、会員相互の意志の交流を図るとともにPTA活動の成長発展に寄与する。
校外指導委員会
校外指導委員会は、児童の交通安全校外生活を学校および家庭と連絡しながら指導し地域の教育環境を良くする事に協力する。
- 第37条 特別な事項について必要なときは、臨時委員会をもうける事ができる。臨時委員会の必要な事項は細則により定める。

第14章 個人情報の取り扱い

- 第38条 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

第15章 改正

- 第39条 この規約は、総会において議決権行使書の提出者または出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改定案は総会の開催前に全会員に知らせておかなければならない。

細則

- 第1条 この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会が常任委員会の同意を得て定める。
- 第2条 会員または役員として務め、功労ありと認めた場合は、退任の際これを表彰することができる。
その他運営委員会が功労ありと認めた場合は、これを表彰することができる。
- 第3条 会員またはこの会に関係あるものの慶弔その他の事項に際して、慶弔の意を表すことができる。
- 第4条 運営委員会は、細則の制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。
- 第5条 地区委員は、地区のまとめ役、連絡、また必要に応じて地区会議の開催等に当たる。
- 第6条 この会の会費の徴収は年1回にまとめて行い、6月に徴収する。
- 第7条 指名委員は、本年度の本部役員および分科正副委員長を除いた、分科委員で行う。
- 第8条 この会の運営に必要とされる旅費については、別に定める。

1. 本規約は昭和47年4月1日から効力を発する。
2. 昭和48年 4月27日 規約の一部改正
3. 昭和51年 4月24日 規約の一部改正
4. 昭和53年 4月14日 細則第6条・第7条を追加
5. 昭和63年 4月16日 規約の一部改正 第4章第7条、第13章第36条
6. 平成 2年 4月21日 規約の一部改正 第4章第7条、第6章第14条
7. 平成 4年 4月18日 規約の一部改正 第10章第28条(1) 第13章第35条、第36条
8. 平成 9年 4月19日 細則第8条を追加
9. 平成18年 4月17日 細則第9条を追加
10. 平成22年 4月26日 規約の一部改正 第6章第14条
11. 平成24年 4月25日 細則の一部改正 細則第7条
12. 平成28年 4月20日 規約の一部改正 第13章第36条
13. 平成30年10月20日 規約の一部改正 第10章第28条(2) 第13章第35条、第36条
14. 平成31年 4月24日 規約の一部改正 第14章第38条を繰り下げ第15章第39条とし、第14章第38条を追加
15. 令和 2年10月 1日 規約の一部削除 第10章28条、第13章35条、36条
16. 令和 5年 4月19日 規約の一部改正 第4章7条、第9章25条、26条、27条、第15章39条
17. 令和 7年 4月25日 規約の一部削除 第10章28条
規約の一部改正 第13章35条、36条
細則の一部改正 細則5条、7条

中新田小学校PTA内規

(趣旨)

第1条 この内規は、中新田小学校PTA規約細則第4条及び第9条の規程に基づき、必要な事項を定める。

(慶事等)

第2条 中新田小学校PTA会員またはこの会に関係ある者の慶弔等については、【別表1】のように定める。

(旅費)

第3条 中新田小学校PTA会員に対し、中新田小学校PTAの運営等に必要な旅費として、次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 中新田小学校区以外の海老名市内への旅行に対しては、200円とする。
(2) 海老名市外への旅行に対し、公共交通機関を利用した場合は最も経済的な経路の実費相当額とし、それ以外の場合は200円とする。

附則

1. この内規は、平成18年4月17日より適用する。
2. 平成22年3月13日内規の一部改正（慶弔等）第2条【別表1】 平成22年4月26日総会報告後より適用する。

【別表1】

慶弔見舞金

対象者	葬儀	結婚・出産・病氣見舞	火災
児童	香典 1万円 + 生花	なし	状況に応じて 本部役員、校長、教頭 で協議する
会員	香典 1万円		
教職員の配偶者	香典 5千円		
教職員の父母	弔電		
その他	本部役員、校長、教頭で協議する		

*会員とは、①「中新田小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者」及び、②「中新田小学校の教職員」を指す。

*生花手配・状況に応じて協議する。

海老名市立中新田小学校PTA 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、海老名市立中新田小学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの。または違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人 前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員 本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 運営委員 本会の運営委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(個人情報保護管理法)

第4条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的の特定)

第5条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

(個人情報の収集)

第6条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(個人情報の利用の制限)

第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当する時はこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

第8条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄または消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部または一部を本会以外の者に委託する時は、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人データの第三者への提供の制限等

(第三者への提供の制限)

- 第9条 本会は収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当する時はこの限りではない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規程の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的または個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者からの提供)

- 第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5章 保有個人情報の開示、訂正・削除

(個人情報の開示請求)

- 第11条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求)

- 第12条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面より通知するものとする。
- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第6章 組織及び体制

(苦情の処理)

- 第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）については必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、本会会長とする。
- 3 本会会長は、苦情対応の業務を運営委員に委任することができる。その場合は、あらかじめ運営委員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(漏えい時などの対応)

- 第14条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

- 第15条 個人情報保護管理者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従事者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第7章 雑則

(雑則)

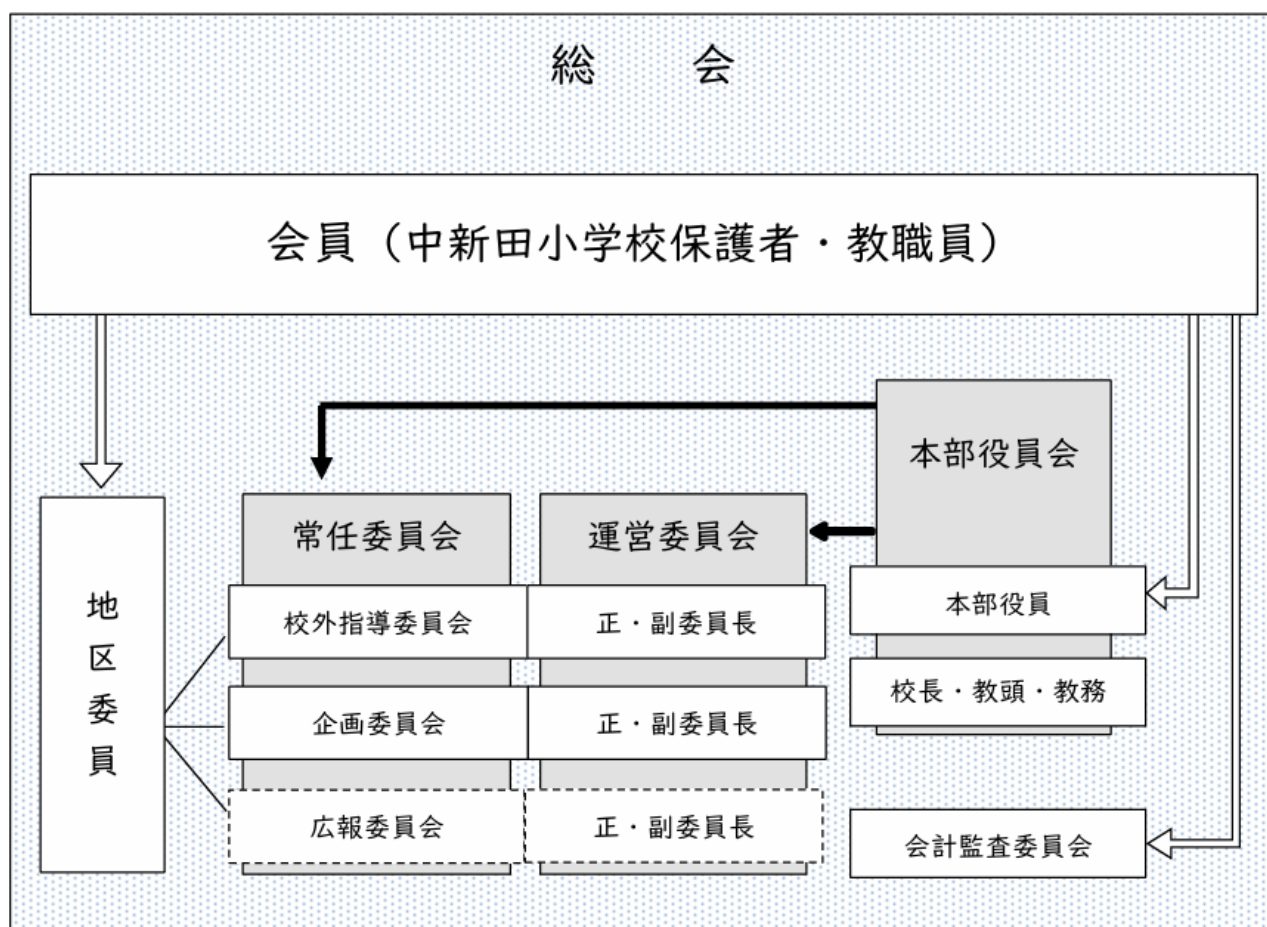
- 第16条 本規程の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。
- 2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月25日から施行する。

組織図



◎住所別地区割一覧

住所			地区
さつき町	1-	1～12-22号棟	1
	1-	13～15号棟	4
	2-		4
	9-		4
河原口	1丁目		10
	2丁目		10
	3丁目		1
	4丁目		1
	5丁目		4
大谷北	1丁目	6-	14AB
勝瀬	236-		14AB
中新田	436-		14AB
	437-		14AB
	509-		14AB
中新田	1丁目	1-	14AB
		2-	14C
		4-	14AB
		5-	14AB
		6-	14AB
		7-	14AB
		8-	14AB
		9-	15
		10-	15
		12-	15
		13-	15
		14-	15
		18-	16
		19-	16
		24-	15
中新田	2丁目	7-	7
		8-	7
		10-	10
		11-	10
10番地以外		13-（※）	10
		13-10	7
		14-	7
		15-	12
		16-	12
		17-	12
		18-	12
		19-	12
		20-	12
		21-	7
		23-	7
		24-	12
		27-	12
		28-	12
		30-	12
		31-	12
		33-	16
		34-	16

住所			地区
中新田	3丁目	1-	10
		3-	10
		4-	10
		5-	10
		6-	10
		7-	10
		8-	10
		9-	10
		11-	16
		12-	16
		13-	16
		14-	16
		15-	16
		17-	17A
		18-	17A
		19-	17A
		20-	17A
		21-	17B
		22-	17B
		23-	17B
		24-	17B
		26-	17B
		27-	17B
		28-	17B
		29-	17B
		30-	17B
		31-	17B
		32-	18
		33-	18
		36-	18
		37-	18
		38-	18
		39-	18
		40-	18
		41-	18
		42-	18
		43-	18
		44-	18

住所			地区
中新田	4丁目	1-	19・21
		2-	19・21
		3-	19・21
		4-	19・21
		6-	19・21
		8-	20
		9-	20
		10-	20
		11-	20
		13-	19・21
		14-	19・21
		15-	19・21
		16-	19・21
		18-	19・21
		21-	19・21
		22-	19・21
中新田	5丁目	1-	17C
		2-	17C
		3-	17C
		4-	17C
		5-	17C
		12-	17C
		15-	20
		20-	20
		21-	20
		22-	20
		23-	20
今里	1丁目	3-	19・21
		5-	19・21
		6-	19・21
		16-	19・21
		17-	19・21
	2丁目	2-	19・21
	3丁目	10-	19・21
		14-	19・21
社 家	1135-		20

※住所が載っていない場合は、お手数ですが地区割り図でご確認ください。

■立哨活動について

【対象者】

- ・ 全会員が対象ですが、各地区の状況に応じて協議の上決定します。
- ・ 幼児を連れての立哨は危険なため未就学児のいる家庭、及び体調に不安のある方で家庭内にどなたも立哨ができる方がいない場合（仕事を除く）は免除とします。

【立哨日】

- ・ 下記の定める日に行います。（年間60日前後を予定しています）
 - ＊各学期初めの1週間
 - ＊毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、火曜日）
 - ＊交通安全運動期間中 春季：4月初旬～中旬 秋季：9月中旬～下旬

【立哨方法】

- ・ 立哨当番表は、各地区の地区長が中心となって作成し、5月頃に配付されます。
なお、新1年生の保護者の立哨は、2学期頃からの予定です。
- ・ 当番の方には、立哨用具の入った「立哨バッグ」が回ってきます。
（立哨用具…腕章、ノート、ペン、立哨当番表など）
- ・ 腕章をつけ、児童の横断時には立哨旗をご使用下さい。
（笛と立哨旗は個人保管。立哨対象者の方に後日お渡しします）
- ・ 雨天時、傘の使用は禁止です。レインコートを着用してください。
- ・ レインコートを用意できない方は、学校にあるレインコートを貸し出しますので各自で取りに行き、使用後は乾燥させるなどしてご返却ください。
- ・ 立哨が終了したらノートに記録をして、次の当番の方に速やかに回してください。

【立哨実地訓練】

- ・ 年1回、交通指導員による実技指導を行っております。（例年5月に開催）

【立哨担当地区について】（【別紙1】参照）

＊立哨場所は【別紙2】の「地区割り図」をご覧ください。

＊立哨はPTA全体で児童の安全を守る活動のため、担当場所は、お子様の通学路ではない場合もあります。

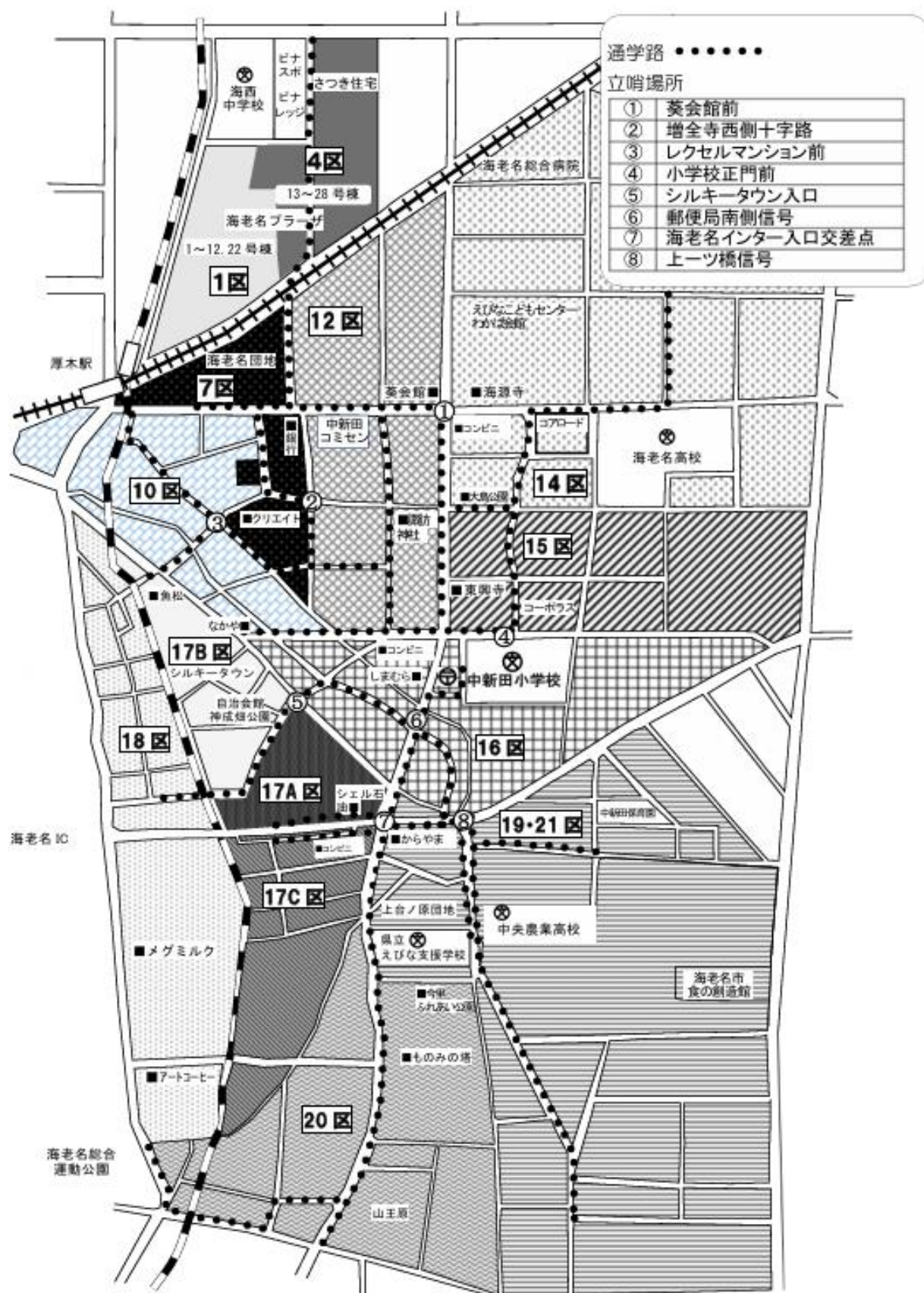
＊立哨時間は、目安時間としています。児童の通過状況を見て現場でご判断ください。

立哨場所	担当地区	目安時間
① 葵会館前	1区, 4区	7:50 ~ 8:10
② 増全寺西側十字路	7区	7:40 ~ 8:00
③ レクセルマンション前	10区	7:40 ~ 8:00
④ 小学校正門前	14区, 15区	7:55 ~ 8:15
⑤ シルキータウン入口	17B区, 18区	7:50 ~ 8:10
⑥ 郵便局南側信号	12区, 16区	7:55 ~ 8:15
⑦ 海老名インター入口交差点	17A区, 17C区, 20区	7:50 ~ 8:10
⑧ 上ーツ橋信号	19・21区	7:50 ~ 8:10

＊学校メールにて、登校時間の変更や休校の連絡があった場合は、立哨は中止となります。

地区割り図(通学路・立哨場所)

地図と地区割一覧をご覧になり、お子様の地区と通学路、立哨場所をご確認ください。



■ふれあいパトロール（PTA防犯活動）について

現在、地域防犯活動は『ふれあいパトロール委員会』が中心となっておこなっています。この委員会は自治会、神成クラブ、婦人会、民生・児童委員、学校、PTA等の地域団体で構成されており、「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的のもと、児童の下校時刻に合わせてパトロールを実施しています。しかし、PTAとしては、近年の家族共働きやライフスタイルの多様化により、保護者が児童の下校時刻に合わせてパトロールを行うことが難しくなっているのが現状です。

そこで、令和7年度からは全家庭が校区内への外出時に「ふれあいパトロール」のプレートを着用し、各家庭が都合に合わせて柔軟にパトロールを行うこととし、幅広い時間において地域全体の防犯意識を高めていくこととします。これにより、児童が安心して登下校できる環境をつくり、安全な地域づくりを目指します。（自治会等によるパトロール委員会は引き続き実施予定ですので、ご承知おきください。）

【対象者】

対象者は原則として全会員とします。

本部 お問い合わせフォーム

<https://forms.gle/8P>

[Q48D6rNhC2netH7](https://forms.gle/8P)



【実施方法】（【別紙3】参照）

- ・「ふれパト・フレックス♪」を合言葉に「ふれあいパトロール」のプレートを着用し、中新田小学校校区内を各家庭の都合の良い時間に実施する。
- ・ご不明点等があれば、地区委員または本部お問い合わせフォームまでご連絡ください。
- ・パトロール中に異常を察した場合は、
海老名警察（046-232-0110）へ連絡し、その旨を
中新田小学校（046-231-1452）への報告してください。
（パトロールは犯罪を未然に防ぐ目的であって、犯人逮捕につなげるパトロールではありません。）

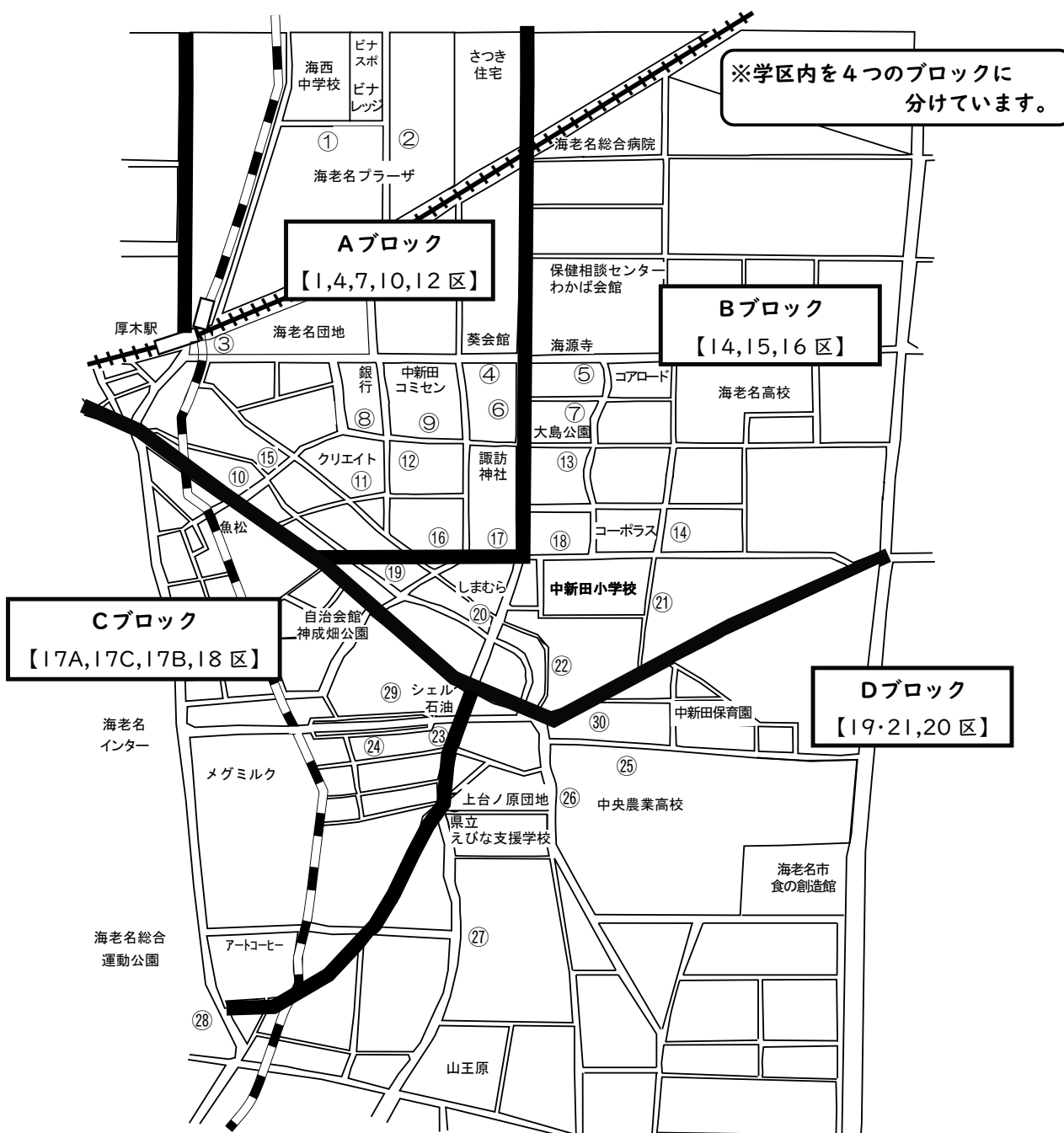
「ふれあいパトロール」プレート



※偽造防止のため、
なかつちが印刷されています。

気をつけようMAP

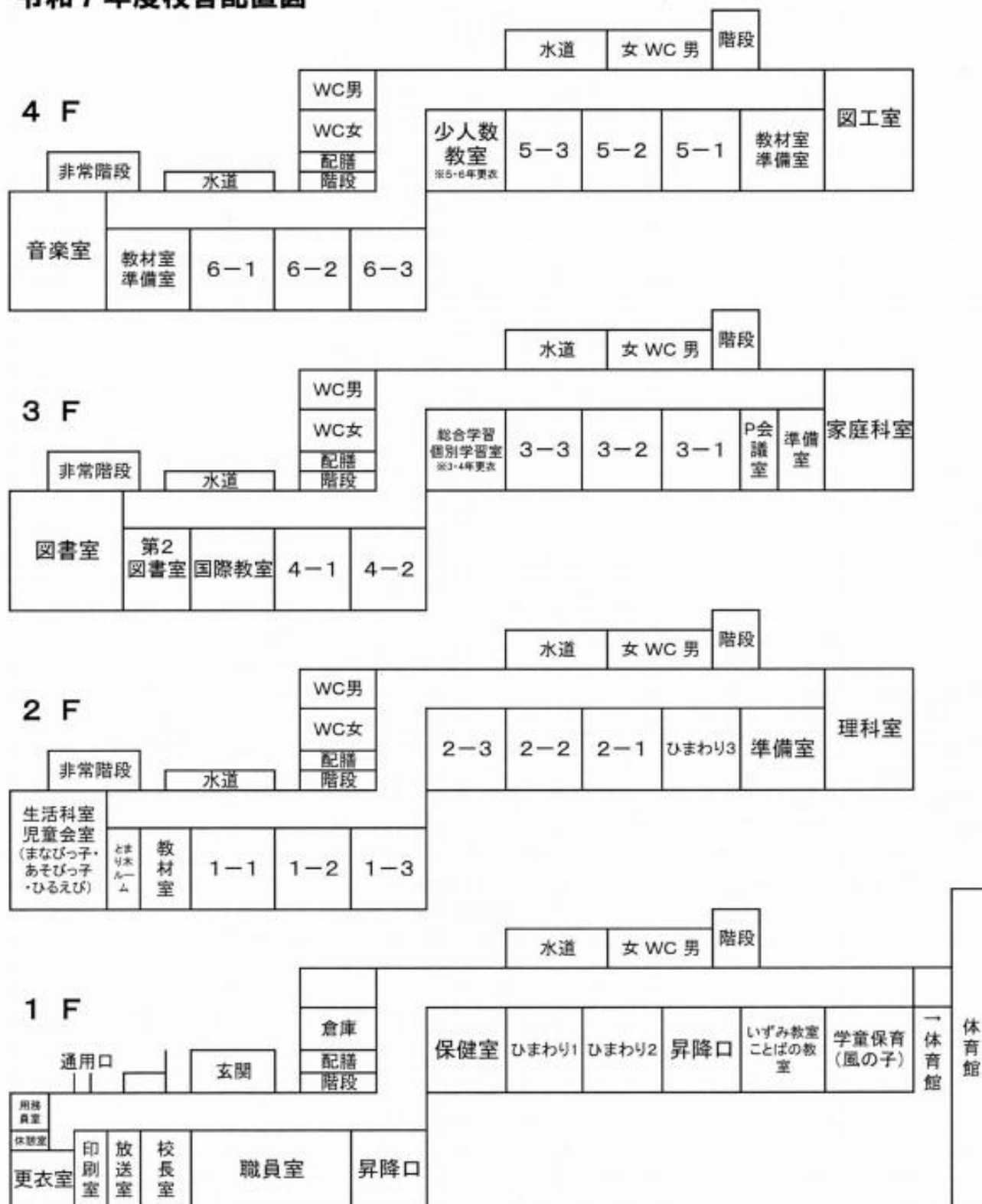
交通・防犯に関して、各地区より報告があった場所です。
各ご家庭でご確認ください。



①	棟と棟の間が死角になっている。
②	棟と棟の間が死角になっている。
③	車が多い。曲がる車に注意。
④	交通量が多い。
⑤	見えにくい。車や人に気を付けよう。
⑥	道幅が狭く交通量が多い。
⑦	見えにくい。車に気を付けよう。
⑧	交差点。車に気を付けよう。
⑨	曲がり角。車に気を付けよう。
⑩	道が狭い。交通量が多い。
⑪	曲がり角。車に気を付けよう。
⑫	道が狭い。交通量が多い。
⑬	見えにくい。車や人に気を付けよう。
⑭	人通りが少ない。

⑮	車の出入りに気を付けよう。
⑯	曲がり角。曲がる車に気を付けよう。
⑰	交通量が多い。
⑱	歩道が狭い。
⑲	見えにくい。車や人に気を付けよう。
⑳	用水路に入らないように。
㉑	人通りが少ない。
㉒	見えにくい。車や人に気を付けよう。
㉓	交通量が多い。大型車に注意。
㉔	人通りが少ない。
㉕	ガードレールがなく、危ない。
㉖	歩道が狭い。自転車に注意。
㉗	人通りが少ない。
㉘	交通量が多い。夕方は暗い。
㉙㉚	決められた横断歩道を渡ろう。

令和7年度校舎配置図



- ☆児童の学校保管荷物置きは、「※〇年更衣」の部屋を使用する。
- ☆児童の荷物管理・更衣は、担任指導のもと、短時間のみ使用する。清掃は、使用学年が行う。
- ☆教材室への児童入室は、教師の付き添いのもと入室する。
- ☆学年教材や教師の私物は、教材室等に長期間置かない。
- ☆黒板や窓ガラスにビニールテープやガムテープを使用しない。
- ★ことばの教室・必要に応じて特別教室を使用することがある。



海老名市立中新田小学校 P T A

事務局 〒243-0422
海老名市中新田1-15-1

電 話 046 (231) 1452
F A X 046 (231) 3008